

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 7 月 3 日
【会社名】	黒田精工株式会社
【英訳名】	KURODA PRECISION INDUSTRIES LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 黒田 浩史
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地16
【電話番号】	044-555-3800
【事務連絡者氏名】	経理部長 荻窪 康裕
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地16
【電話番号】	044-555-3800
【事務連絡者氏名】	経理部長 荻窪 康裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 黒田精工株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市名東区上社二丁目243番地) 黒田精工株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市淀川区木川東三丁目 4 番 9 号)

1【提出理由】

平成29年6月29日に開催しました当社第73期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

1株につき金2円 総額56,129,318円

効力発生日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

当社普通株式について、5株を1株に併合し、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

上記の日における発行可能株式総数

1,496万株

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、定款第6条の発行可能株式総数を変更するとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するため、定款第8条を変更するものであります。なお、本変更については第2号議案における株式併合の効力日である平成29年10月1日をもって効力を発生する旨の附則を設け、効力の発生をもって本附則を削除するものといたします。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として、黒田浩史、佐古斉文、牧元一幸、石井克則、紫波文彦、清水功一、竹山龍伸の7氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、安養寺明彦氏を選任するものであります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任する坂西伸一氏に対し、当社内規に定める相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	可決要件	賛成割合	決議結果
第1号議案	20,294個	19個	- 個	(注) 1	99.906%	可決
第2号議案	20,292個	21個	- 個	(注) 2	99.896%	可決
第3号議案	20,293個	20個	- 個	(注) 2	99.901%	可決
第4号議案						
黒田 浩史氏	20,282個	31個	- 個	(注) 3	99.847%	可決
佐古 斉文氏	20,280個	33個	- 個		99.837%	可決
牧元 一幸氏	20,284個	29個	- 個		99.857%	可決
石井 克則氏	20,267個	46個	- 個		99.773%	可決
紫波 文彦氏	20,282個	31個	- 個		99.847%	可決
清水 功一氏	20,267個	46個	- 個		99.773%	可決
竹山 龍伸氏	20,271個	42個	- 個		99.793%	可決
第5号議案				(注) 3		
安養寺 明彦氏	20,289個	24個	- 個	(注) 3	99.881%	可決
第6号議案	20,274個	39個	- 個	(注) 1	99.808%	可決

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

3 議決権を行使することができる株主の議決権3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 当該決議に係る議決権の数に、株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までに議決権行使書により行使された議決権数と当日出席の一部の株主により行使(代理権行使含む。)され当社が確認できた議決権数の合計により、議案が可決されるための要件を満たすことが確定したためです。

以上